



大規模災害等発生時の防疫活動に関する協定書

熊本県（以下「甲」という。）と一般社団法人熊本県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、熊本県内に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲にわたる感染症等の発生（以下「大規模災害等」という。）があった場合において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づき、感染症の予防及びまん延防止を図るため、甲又は熊本県内の市町村（別に乙と協定を結んでいる市町村を除く。）が行う防疫活動について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 大規模災害等の発生に際し、甲は、防疫活動の必要を認めるときは、乙に対し、次に掲げる活動の実施について、協力を要請できるものとする。

- (1) 消毒活動
- (2) ねずみ・衛生害虫駆除活動

2 法第27条第2項又は第28条第2項の規定により、甲が市町村に前項の活動を指示する場合、当該市町村は、乙に対し、同項の要請ができる。

3 前2項に規定するもののほか、甲又は市町村は、乙に対し、平時から防疫活動に係る技術的助言を求めることができる。

（協力）

第2条 乙は、前条の規定による協力要請に対し、必要な機材等の確保、労力の提供、技術的助言等を可能な限り行うものとする。

（協力会員名簿の作成等）

第3条 乙は、第1条の規定による協力要請に速やかに対応するため、あらかじめ防疫活動に協力する乙の会員（以下「協力会員」という。）を記載した名簿を作成するものとする。

2 乙は、甲又は市町村からの求めに応じ、前項の名簿を提出するものとする。

（防疫活動の協力要請）

第4条 甲又は市町村は、乙に第1条第1項又は第2項の規定により協力を要請するときは、災害・感染症の発生状況に基づき活動の日時、場所、内容等を指定して、防疫活動協力要請書（様式第1号）を提出するものとする。

（防疫活動の実施）

第5条 乙は、第1条第1項又は第2項の規定による協力要請を受けたときは、協力会員のうちから防疫活動に従事するのに適当な会員を選出し、前項の防疫活動協力要請書を提出した甲又は市町村（以下これらを「防疫活動団体」という。）の指示に基づき、指定の日時及び場所に速やかに出動させるとともに、防疫活動を行うものとする。

（防疫活動の実績報告）

第6条 乙は、防疫活動中に収集した災害及び感染症の発生に係る情報を随時、防疫活動団体に報告するものとする。

2 乙は、防疫活動が完了したときは、協力会員の防疫活動報告を取りまとめ、防疫活動実績報告書（様式第2号）を、防疫活動団体に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 乙が第1条第1項又は第2項の規定による防疫活動に要した費用（以下「防疫活動費用」という。）については、防疫活動団体が負担するものとする。

（費用の支払方法）

第8条 防疫活動団体は、乙と防疫活動費用に関する契約を締結し、支払うものとする。

2 防疫活動団体は、第6条第2項に規定する防疫活動実績報告書の提出を受け、その内容を確認し、これを適正と認めるときは、乙の請求により防疫活動費用を支払う。

（協定期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末日までとする。ただし、期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙から変更又は解除の申入れがないときは、この協定は更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（個人情報の保護）

第10条 乙は、防疫活動の実施に当たっての個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な細目については、甲乙協議して別途定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名・押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年2月15日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫



乙 熊本市東区小山五丁目19-52

一般社団法人 熊本県ペストコントロール協会

代表理事 東田 和典

